

件 名

県議会令和6年6月定例会概要について

提出理由

県議会令和6年6月定例会が終了したので、その概要（教育委員会所管分）について別紙のとおり報告します。

概 要

| | | |
|---|-------------|----------------------------|
| 1 | 会期 | |
| | 6月17日 | 開会 |
| | 6月21日～6月27日 | 一般質問 |
| | 7月1日 | 文教委員会 |
| | 7月3日 | 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会 |
| | 7月5日 | 委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会 |

2 本会議の質問

質問者数 15人中 10人 (66.7%)

質問本数 279本中 52本 (18.6%)

3 文教委員会

(1) 付託議案

第52号議案 第4期埼玉県教育振興基本計画の策定について 修正可決

第79号議案 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 可 決

(2) 当面する行政課題報告

指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について

4 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

審査事項 教育改革について

| 月日 | 質問議員 | 質問事項 | 答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課 |
|-------------------|--------------------|--|-----------------------|
| 6 月 21 日 | 藤井 健志 (自民) | 教育なし | - |
| | 町田 皇介 (民主フォーラム) | 1 教員の負担軽減、人材確保策について <u>(1) 教員の未配置・未補充を解消するための方策について</u> | 小中学校人事課 県立学校人事課 |
| | | <u>(2) 適正な旅費の積算、支払いについて</u> | 財務課 教職員課 |
| | | <u>(3) 教員の業務におけるDX、タスク・トランスフォーメーションの取組について</u> | 小中学校人事課 県立学校人事課 |
| | | 2 特別支援学校の児童生徒への支援について <u>(1) 不登校等長期欠席者への学びの保障について</u> | 生徒指導課 特別支援教育課 |
| | | <u>(2) 通学における送迎支援について</u> | 特別支援教育課 |
| | 萩原 一寿 (公明) | <u>2 給食費の無償化について</u> | 保健体育課 |
| | | <u>5 外国人の日本語教育について</u> | 義務教育指導課 小中学校人事課 |
| | | 6 災害対策について <u>(3) 県立学校体育館の空調設備について</u> | 財務課 |

| 月日 | 質問議員 | 質問事項 | 答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課 |
|-------------------|---------------|--|-----------------------|
| 6 月 24 日 | 林 薫 (自民) | 3 高い学習意欲を引き出す新しい教育施策について <u>(1)「教科等横断的な学び」や「探究的な学び」について</u> | 高校教育指導課 |
| | | <u>(2) 生徒一人ひとりの「個別最適な学び」について</u> | 高校教育指導課 |
| | 八子 朋弘 (県民) | 1 県立男女別学校の維持について (2) 勧告について <u>ウ 5月に修正された勧告の内容について</u> | 県立学校人事課 |
| | | <u>エ 「男女共学その他の種類の教育」とは何か</u> | 県立学校人事課 |
| | | <u>(3) 管理職や教職員の数の格差の是正について</u> | 県立学校人事課 |
| | | (4) 男女別学校を維持すべき理由について <u>ア 男女別学校の役割、意義、成果について</u> | 県立学校人事課 |
| | | <u>イ 高額な私学助成から考える公立男女別学校の共学化について</u> | 県立学校人事課 |
| | | <u>ウ 公立高校の建学の精神について</u> | 県立学校人事課 |
| | | <u>エ 学費面における多様な学校選択の保障について</u> | 県立学校人事課 |
| | | <u>オ 様々な希望を持つ中学生の多様な学校選択の保障について</u> | 県立学校人事課 |
| | | <u>カ 男女別学校を選択する理由の事例について</u> | 県立学校人事課 |
| | | <u>キ 男女別学校の歴史や伝統の尊重について</u> | 県立学校人事課 |

| 月日 | 質問議員 | 質問事項 | 答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課 |
|-------------------|---------------|--|-------------------------------|
| 6 月 24 日 | 八子 朋弘 (県民) | ク 男女別学校の教育的効果について | 高校教育指導課 |
| | | (5) 宮城県、栃木県の事例について | 県立学校人事課 |
| | | (6) 各校に対する意見聴取について ア 男女別学校関係者に対する意見聴取について | 県立学校人事課 |
| | | イ 男女共学校関係者に対する意見聴取について | 県立学校人事課 |
| | | (7) アンケートの結果について | 県立学校人事課 |
| | | (8) この問題に対するネット上のコメントや傾向について | 県立学校人事課 |
| | | 2 特別支援学校の過密化、老朽化の解消について | 特別支援教育課 財務課 |
| | | 3 不登校をめぐる施策について (1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員について | 生徒指導課 |
| | | (2) 管理職への研修について | 生徒指導課 |
| | | (3) 不登校児童生徒の健康診断について | 保健体育課 |
| | | 4 社会保険労務士による学校における出前講座について (1) 出前講座の意義について | 高校教育指導課 義務教育指導課 特別支援教育課 |
| | | (2) 出前講座を増やしていく事について | 高校教育指導課 義務教育指導課 特別支援教育課 |

| 月日 | 質問議員 | 質問事項 | 答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課 |
|-------------------|-----------------------------|---|---------------------------------------|
| 6 月 24 日 | 金子 裕太 (自民) | 2 ICT教育について <u>(1) 校務支援システムの県内統合について</u> | 義務教育指導課 高校教育指導課 |
| | | <u>(2) ネットワークの共同調達について</u> | 財務課 |
| | | <u>(3) ICT教育におけるビジョン策定の進捗は</u> | ICT教育推進課 義務教育指導課 高校教育指導課 財務課 |
| 6 月 25 日 | 松本 義明 (自民) | 教育なし | - |
| | 城下 のり子 (共産) | 1 医療的ケア児保護者の切実な声に耳を傾けて <u>(3) 教育関係のコーディネーター育成を</u> | 義務教育指導課 |
| | | 2 障害児の大きな可能性を開く特別支援学校を <u>(1) 所沢おおぞら特別支援学校の改修を</u> | 財務課 |
| | | <u>(2) 知的障害と肢体不自由の校舎を分けることについて</u> | 特別支援教育課 |
| | | <u>(3) 所沢特別支援学校の過密解消を</u> | 特別支援教育課 |
| | | <u>(4) 特別支援学校の校舎の整備について</u> | 財務課 |
| | <u>(5) 特別支援学校の学校給食費無償化を</u> | 保健体育課 | |
| 森 伊久磨 (自民) | 教育なし | - | |

| 月日 | 質問議員 | 質問事項 | 答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課 |
|-------------------|---------------------|--|-----------------------|
| 6 月 26 日 | 松井 弘 (自民) | 2 地域クラブ活動について <u>(1) 県内の地域クラブ活動の現状と課題について</u> | 保健体育課 |
| | | <u>(2) 指導者の確保のための教員の活用について</u> | 保健体育課 |
| | 泉津井 京子 (民主フォーラム) | 4 現役世代への支援について <u>(2) 朝の小1の壁について</u> | 小中学校人事課 |
| | | 7 視覚障がいの理解促進を深めるために <u>(2) 県立高校における色覚検査について</u> | 保健体育課 |
| | | <u>8 食物アレルギー対策について</u> | 保健体育課 |
| | 阿左美 健司 (自民) | 教育なし | - |

| 月日 | 質問議員 | 質問事項 | 答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課 |
|-------------------|----------------|---|-----------------------|
| 6 月 27 日 | 関根 信明 (自民) | 教育なし | - |
| | 岡田 静佳 (自民) | 1 工業高校への航空宇宙学科の設置の進捗状況について | 高校教育指導課 |
| | | 2 多様な学び・不登校対策について (1) 小・中学校に通信制課程の導入を | 義務教育指導課 |
| | | (2) 県立高校に通信制・多部制定時制の高校の増設を | 高校教育指導課 |
| | | 6 ギャンブル依存症対策について (1) 中高生への対策 | 保健体育課 |
| | 小久保 憲一 (自民) | 4 児童・生徒の「学びの保障」「教育機会の確保」について (1) 児童・生徒の学びの確保 | 小中学校人事課 生徒指導課 |
| | | (2) 学校への対応の周知 | 小中学校人事課 生徒指導課 |

質問

- Q 1 校務支援システムは、導入にコストや高度な知識が求められ、また、市町村ごとに仕様や運用方法も異なるため、自治体をまたぐ教員の人事異動や児童生徒の高校進学の際に、データの引継ぎができない現状がある。県が統一システムを提供することで市町村教育委員会の負担軽減や共同調達によるコスト削減が期待される。岩手県では統合型校務支援システムを令和6年度から導入し、高知県でも小学校から高校まで一貫した管理が進んでいる。埼玉県でも校務支援システムの県内統合を進めるべきだと考えるが、見解を伺う。
- Q 2 令和5年9月定例会で「今後は、市町村教育委員会などと連携し、情報化推進計画の策定を進めてまいります。」と答弁を頂いたが、その後の情報化推進計画の検討状況を伺う。

答弁

- A 1 本県では、9割の市町村が校務支援システムを導入しているが、市町村独自の教育活動の記録等を搭載しているもの、首長部局のシステムと連携させ一体化されているもの、予算などに合わせて構築されているものがあり、県内統合については、既に市町村で導入している校務支援システムをどうするのかといった課題がある。まずは、県内の市町村が既に構築しているシステムの内容や他県の先行事例について、情報収集を行っていく。その上で、統合する場合の市町村のニーズや課題について整理し、県内統合も含め、県全体での望ましい校務支援システムの在り方について研究していく。
- A 2 県では、令和5年度に市町村教育委員会教育長や小・中学校の教員を含めた有識者等から意見を聴取する会議を設置した。これまで3回の会議を開催し、児童生徒の資質・能力の育成、教員のICT活用指導力の向上、ICT活用環境の整備、ICT推進体制の整備と校務DXの推進など、計画の基本方針について意見を聴取したところである。市町村から頂いた意見を十分に参考にするとともに、今後は県民コメントを実施し、広く意見を伺った上で、令和6年度中に計画を策定する予定である。

一般質問 （児童・生徒の「学びの保障」「教育機会の確保」について）

質問

- Q 1 本県にも様々な要因によって、学校に行かない、又は行けない状況にある不登校の児童生徒が少なからずおり、このような児童生徒の中には、公立小・中学校に在籍した上で自分に合った学びの場を見つけ、フリースクール、サポート校、インターナショナルスクール等の学校外の民間施設に通っているケースがある。
本県では、公立小・中学校の不登校の児童生徒が、フリースクール、サポート校、インターナショナルスクール等に通っている、あるいは通おうとしている場合、どのような対応を行っているのか伺う。
- Q 2 不登校の児童生徒が、公立小・中学校に在籍している上で、フリースクール等に通っている児童生徒に対して、学校が卒業を認めないという事例が発生した場合、児童生徒の将来に大きく影響を与えることになる。
そのため、児童生徒一人一人に寄り添った対応をするよう、市町村教育委員会に改めて周知すべきと考えるが、見解を伺う。

答弁

- A 1 不登校児童生徒への支援の在り方に関する国の通知では、不登校の児童生徒の社会的な自立への支援に当たり、フリースクール等の民間施設と積極的に連携し、相互に協力補完することの意義は大きいと示されている。
また、校長、保護者、民間施設等が連携、情報交換等をした上で、校長が在籍する不登校の児童生徒の学習状況等を適切に把握できている場合には、学校教育法における保護者の就学義務は果たされているものと考えている。
県では、不登校の児童生徒の学びを保障するため、学校が適切に対応するよう、市町村教育委員会に周知している。
- A 2 小・中学校における卒業の認定は、学校教育法施行規則において、校長が児童生徒の平素の成績を評価して行わなければならないと規定されているが、国の通知では、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると示されている。
そのため、卒業の認定においては、校長が保護者や民間施設等と連携し、不登校の児童生徒の学習状況等について、適切に把握した上で判断する必要があると考えている。引き続き、学校が保護者や民間施設等と適切に連携し、不登校の児童生徒一人一人に寄り添った支援を行うよう、市町村教育委員会に対して周知していく。

第52号議案（第4期埼玉県教育振興基本計画の策定について）に係る質疑応答の概要

質疑

- Q1 地域と連携・協働した教育の推進について、部活動において、今まで学校が担っていたことにより担保されていた活動環境の水準は、地域クラブ活動へ移行した後もしっかりと担保されるべきである。子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境に地域差が生じないように、教育委員会としてもしっかりと対応していく必要があると考えるが、見解を伺う。
- Q2 学校が部活動を運営することで指導レベルもある程度一定に保たれており、地域クラブ活動に移行した際も、それが担保されるべきことから、地域クラブ活動の担い手でもある指導者においても質と量の確保は重要であると考えるが、見解を伺う。
- Q3 競技スポーツの推進について、パラスポーツとデフスポーツは別大会で開催されており、聴覚障害者はパラリンピックを始めとするパラスポーツ大会には出場できないなど、パラスポーツとデフスポーツは別物である。パラスポーツと切り分けてデフスポーツを推進していく必要性について、どのように考えているのか伺う。

答弁

- A1 各市町村における地域クラブ活動について、子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境に地域差が生じないことは重要であると考えている。
今後とも、市町村や競技団体等との連携を密にして課題を共有していくとともに、現在実施している、地域クラブ活動に係る実証事業の事例等を市町村に情報提供し、取組をしっかりと支援していく。
- A2 地域クラブ活動の指導者は、単なる技術指導にとどまらず、子供の心身の成長に資することができる人材の確保が重要であると認識している。
県では、引き続き、退職教員を登録する人材バンクの活用などを通じ、市町村における地域クラブ活動の指導者確保についてしっかりと支援していく。
- A3 5か年計画の中では、デフスポーツを含めてパラスポーツを位置付けており、現行では5か年計画に沿って、パラスポーツに含むものとして施策に取り組んでいる。
デフスポーツに着目させるという視点でのデフスポーツの考え方については、今後、庁内で相談していく。

第52号議案に対する修正案提出の動議

動議

- 魅力ある県立高校づくりの推進、地域と連携・協働した教育の推進、競技スポーツの推進、これらは本県の教育行政における重要な課題であり、県民に誤解を与えない、より良い計画として県の姿勢を示すためにも、本県教育の根幹を定める第4期埼玉県教育振興基本計画に明記する修正案を提案する。

提案理由

- 魅力ある県立高校づくりの推進について、子供たちや社会のニーズに応え、魅力的で特色のある高等学校づくりを進めるに当たり、新たな中高一貫校、国際バカロレア認定校、専門学科の新設は、進学先として多様な選択肢の一つとなることから、施策の主な取組、社会のニーズに応える特色ある高等学校づくりの部分に文言を追加する。
- 地域と連携・協働した教育の推進について、子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境に地域差が生じないように明記すべきである。また、地域クラブ活動の担い手である指導者においては、質と量の確保は重要であり、改めて明記すべきと考え、該当する施策の主な取組、地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備の部分に文言を追加する。
- 競技スポーツの推進について、令和6年に日本初開催となる東京デフリンピックが控えているにもかかわらず、計画の当初案にデフリンピックに関する記述がない。パラスポーツとデフスポーツは別大会で開催されており、聴覚障害者はパラリンピックを始めとするパラスポーツ大会には出場ができない。令和6年に日本初開催となるデフリンピックは100年目に当たるが、パラリンピックに比べ認知度が圧倒的に低い状況にある。また、「プラチナアスリート強化支援事業」では、国際大会で活躍する本県ゆかりの選手輩出を目的に、強化指定選手への支援が行われているが、対象競技は「パラリンピック競技またはデフリンピック競技」と明確に区分している。
以上のことを踏まえ、パラスポーツとは別にデフスポーツを、また、パラアスリートとは別にデフアスリートを明記すべきと考え、該当する施策の現状と課題、施策の方向性及び主な取組の部分に文言を追加する。

反対の立場からの委員の意見

- 令和6年2月定例会における継続審査とすべきものとする動議に対する討論と同様、本計画案のビジョンや方向性などについては、原案でよいと考える。

賛成多数のため、修正案は可決

質疑

- Q 1 過去に本条例の公務災害補償を受けた適用事例はどのくらいあるのか伺う。
- Q 2 休業補償等の額の算定基礎となる補償基礎額が改定されると、休業補償以外にどのような種類の補償に影響があるのか伺う。
- Q 3 今回改定される補償基礎額は、他県と比較すると差異はあるのか伺う。

答弁

- A 1 昭和32年の本条例制定以降、県立学校における適用事例はない。
- A 2 公務災害の給付の種類については、療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償の7種類ある。このうち、療養補償と介護補償以外の五つの補償については、補償基礎額を基礎として、補償額が算定されていることになっている。
そのため、今回の補償基礎額の改定では、休業補償以外に傷病補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償に影響がある。
- A 3 補償基礎額の算出は、国家公務員の医療職俸給表を基準にしており、国や政令準拠方式で条例等を制定している44道府県と同額である。

質問

- Q1 げんきプラザにおける施設の利用状況について、令和5年度の利用者が令和元年度の利用者を下回っている。どのような理由があると考えているのか伺う。
- Q2 さいたま文学館について、令和6年度からケイミックスパブリックビジネスが指定管理者になったことによって、目玉となる事業や新規事業は何かあるのか伺う。

答弁

- A1 各げんきプラザについて、コロナ禍前と比較すると、学校利用が約90パーセント、一般利用は約70パーセントの水準まで戻りつつあるが、コロナ禍を契機に活動をやめてしまったり、オンラインの活動に変更した団体があり、利用者数が回復していないと分析している。
- A2 ケイミックスパブリックビジネスは、基本方針として「文学を体験する」を掲げており、受動的に見る展示だけではなく、能動的に観覧する仕組みを考えている。具体的には、子供向けの絵本の展示を行う企画展の中で、登場するキャラクターを段ボールで作成する企画や、作品の舞台を実際に歩いて体感する講座を予定している。
- さらに、展示については、ARの技術を導入し、スマートフォンで観覧者の方がQRコードを読み取ることで、質問を投げ掛けられて答えるといったやり取りができる取組を新たに実施していく予定である。

教育改革について（質疑応答の概要）

質問

- Q 1 埼玉県学力・学習状況調査について、データ分析も重要であるが、調査実施後のアフターケアも重要と考える。調査結果を踏まえ、どのような取組を行っているのか伺う。
- Q 2 教科等横断型の教育課程の研究・実践事業では、生徒自らが考える能力を育むためにどのように取り組んでいるのか。また、具体的に行った取組は何か伺う。

答弁

- A 1 児童生徒に対しては、結果票を活用し、個人に合わせた指導を学校に依頼している。また、調査の結果、学力に課題を抱えている小・中学校に教員を加配し、チームティーチングや少人数指導などのきめ細かな指導を行っているほか、県の指導主事が学校を訪問し、直接、指導・助言を行っている。
- A 2 生徒自らが課題を設定し、情報収集・分析を行っている。また、生徒同士で議論を重ね、最後に成果発表するプロセスをとっており、多角的・多面的な視点で考えるよう取り組んでいる。
具体的な取組として、松山高校では、東松山市の課題解決をテーマに掲げ、市の職員による講義を受け、生徒自らが現状を把握し、解決策を考えるなどの探究活動を行っている。